

異業種ペルソナマーケティング AI 推進協議会 規約

(定義)

第1条 本規約において用いられる用語の意味は、次のとおりとする。

(1) ペルソナ

マーケティングにおいて商品やサービスの典型的で象徴的なユーザー像のことを指す。ここでは、人工知能(AI)を活用しユーザーの行動データから抽出したペルソナを指す。

(2) ペルソナマーケティング

AIを活用してペルソナを抽出し、デジタルマーケティングに利用することをいう。

(3) ペルソナ利用活動成果

異業種ペルソナマーケティング AI 推進協議会の活動成果のうち、ペルソナマーケティングを含むペルソナ利用方法及び利用に関わるもの（以下、「活動成果」という。）をいう。

(4) 秘密情報

第2条に定める目的のために開示する異業種ペルソナマーケティング AI 推進協議会の役員及び会員の保有する発明、ノウハウ、アイデア、企画、設計、仕様、画面、ソフトウェア、データその他の技術及び営業に関する情報であって、秘密情報である旨または当該情報を秘密として保持すべき旨の指定が明白に記された書面またはその他の有形様式（電子データを含む。）の情報をいう。また、口頭またはプレゼンテーション等の無形様式により開示された情報については、開示の際に秘密である旨告知し、かつ当該開示から30日以内に秘密情報である旨及びその要旨が書面または電子データで通告された情報をいう。

(目的)

第2条 「異業種ペルソナマーケティング AI 推進協議会」（以下、「本会」という。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）の戦略的創造研究推進事業が行った「イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化」の公募において採択された研究課題「異種ドメインユーザの行動予測を可能にするペルソナモデルの転移技術」において、本会の会員と連携し、ペルソナマーケティングを含むペルソナ利用に関する①課題・ニーズの抽出、②実証及び検証、③実用化・事業化の検討、④技術や活動成果の本会内での共有及び対外発信を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するための活動を行う。

2 本会の活動は、総会、役員会、ワーキンググループで行う。ワーキンググループでは、

技術開発や実証及び検証に関する合意形成や意見募集を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める目的に賛同し、本規約への同意を表明する所定の入会申込を事務局に提出し、事務局より承認書を受領した者とする。

- 2 会員は、ペルソナを利用した実証及び検証に可能な範囲で参加を行う。なお、参加範囲は、事務局から提示された実証及び検証の実施計画を見て、会員が判断できるものとする。
- 3 会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより、退会することができる。
- 4 事務局は、最新の会員名簿を会員に提供するものとする。
- 5 会員の種別、会員資格の喪失、会員の期間等の会員に関する細則は役員会が定める。

(事務局)

第5条 本会は、株式会社 KDDI 総合研究所が主催者として事務局を運営し、当該事務局を埼玉県ふじみ野市大原二丁目1番15号（株式会社 KDDI 総合研究所内）に置くものとする。

- 2 事務局は、適宜、総会を開催し、年度計画、ペルソナを利用した実証及び検証の実施計画を提示し、会員の賛同を得て、本会としてペルソナを利用した実証及び検証を行うことができるものとする。
- 3 事務局は、ペルソナを利用した実証及び検証を行う際に、当該実証及び検証に参加する会員との間で個人情報の取扱い、業務分担等について別途定める合意書の締結を求めることができるものとする。
- 4 事務局は、会員が本規約に違反し、是正を勧告したにも関わらず、違反が解消しない場合は、強制退会を申し渡すことができるものとする。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置くものとする。

会長 1名、 副会長 1名以上5名以下、 事務局長 1名

- 2 会長及び副会長は、第8条に定める総会の議長を務めるほか、事務局及び会員に対して本会の運営について助言する。
- 3 事務局長は、本会を代表し、会務を統括する。

(オブザーバー)

第7条 本会は、オブザーバーの参加を認める。ただし、オブザーバーは事務局が承認した者とする。

(総会)

第8条 総会は、事務局が開催案内を全会員に展開して開催する。

- 2 総会では、本会に関する議論、本会全体向けの周知を行うことができるものとする。
- 3 総会では、第3条に関わる活動に関する事項を報告し、協議することができるものとする。
- 4 事務局及び会員は、活動成果を総会で報告し情報共有に務めるものとする。

(役員会)

第9条 役員会は、事務局が開催案内を全役員に展開して開催する。

- 2 役員会は、以下の行為を行うものとする。
 - 1) 本会の設立時規約の決定
 - 2) 本会の会員に関する細則の決定
 - 3) 役員を選任
 - 4) 事務局の設置
 - 5) ワーキンググループの設置
 - 6) 総会議題案の作成

(費用負担)

第10条 本会への参加費は無料とする。

- 2 会員は、本会の活動に関わり、自己に発生する費用及び引き受けた分担業務に関わる費用を負担する。
- 3 前項に定める以外に、本会の活動に関わる費用負担を会員に求める場合は、事務局が総会に提案し、会員全員の賛成を得て行うものとする。

(守秘義務)

第11条 会長、副会長、事務局及び会員であって秘密情報を受領する者(以下、「受領者」という。)は、会長、副会長、事務局及び会員であって秘密情報を開示する者(以下、「開示者」という。)から開示された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱わなければならない。

- 2 受領者は、開示者から開示された秘密情報を本会の活動の遂行、及び自己の資源を利用する事業展開の検討のためにのみ使用することができるものとする。
- 3 受領者は、開示者から開示された秘密情報を開示者の事前の書面による承諾なく、第三者(受領者以外を意味する。)に開示してはならない。ただし、受領者は、開示者から開示された秘密情報を、当該秘密情報を知るべき必要性を有するその役員、従業員、教職員、弁護士等(以下、あわせて「自己関係者」という。)に開示または使用させることができる。なお、受領者は、当該開示または使用に先立ち、契約、指示その他の方法

により、当該自己関係者に対して本規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すものとし、当該自己関係者が当該義務に違反した場合には、自己が本規約に違反したものとみなされるものとする。

4 秘密情報のうち次のいずれかに該当することを証明する情報については、秘密情報とせず、この限りではない。

1) 開示の時点で公知のもの、または開示の後に受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの

2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの

3) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの

4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

5) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

6) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられた情報

5 個人情報保護法に定める個人情報となる個人データを開示することを意図した場合は、開示前に開示先予定の受領者から、当該個人データの開示を受けることの同意を得るものとする。なお、個人情報の開示者及び受領者は、個人情報保護法の定めに従った扱い及び管理を行うものとする。

6 事務局がJSTに行う本会の活動報告に開示者の秘密情報を入れる必要がある場合には、当該開示者は、事務局の開示要望に対して第3項に定める承諾を前向きに検討するものとする。

7 第3条の活動実施のために、事務局が行う外部発表に開示者の秘密情報を入れる必要がある場合には、当該開示者は、事務局の開示要望に対して第3項に定める承諾を前向きに検討するものとする。

8 第5条第4項に定める強制退会を申し渡された会員は、開示者より請求のあったときは、受領した秘密情報を直ちに廃棄及び消去するものとする。この場合において、開示者は、受領者が秘密情報を廃棄及び消去したことを証する文書の提出を当該会員に請求することができるものとする。

(権利の帰属、実施)

第12条 本会の活動を通じて取得した活動成果となる技術情報、ノウハウ、データ並びに著作権や特許権、商標権及びそれらを受ける権利その他の一切の権利は、発明者等の貢献者に帰属する。

2 秘密情報に基づき、発明、考案、創作をし、特許権、実用新案権、意匠権の出願手続きを行う場合、その権利の帰属等について開示者と事前に協議しなければならない。

3 本会及び会員が取得した活動成果(退会した会員の活動成果を含む)は、本会の活動のために無償で利用することができる。

4 本会及び会員が取得した活動成果(退会した会員の活動成果を含む)は、ペルソナを

利用する事業展開に対して、合理的妥当な条件で、事務局及び会員（本会終了時点で会員であった者を含む）に対して提供するものとする。

5 本会が行うペルソナを利用した実証及び検証に係わり、ペルソナの利用方法及び利用に関わる技術情報やノウハウに関する特許発明等の実施は、特許法第69条に規定する特許権の効力が及ばない範囲であるとみなす。

（免責）

第13条 事務局は、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、会員が本会に参加した結果、会員に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとする。ただし、事務局にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこの限りではない。

（期間）

第14条 本会の活動期間は、2021年10月1日より2024年3月31日までとする。なお、活動期間の延長は、2023年10月を目途に総会において決定する。

2 本規約の有効期間は、前項の活動期間に従う。ただし、第12条第2項（協議）の定め及び第11条に定める開示を受けた者の守秘義務は、退会及び本規約の有効期間後も、本規約の有効期間後3年間を経過するまで有効に存続する。また、第12条第3項（無償利用）、第4項（活動成果の提供義務）、第5項（特許権の効力が及ばない範囲）、第16条第1項（準拠法）及び第17条（合意管轄）の定めは、退会後も本規約の有効期間後も無期限に存続する。

3 前項の定めに係わらず、第11条第3項の定めが、退会後及び本規約の有効期間後も、無期限に存続する。

（反社会的勢力の排除）

第15条 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

1) 暴力的な要求行為

2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

5) その他前各号に準ずる行為

3 会員が上記表明に反することが判明したときは、事務局は何らの催告をせず、会員に強制退会を申し渡すものとする。会員はこれになんら異議を申し立てることができないものとする。

(準拠法その他)

第16条 本規約の解釈・適用は、日本法に準拠する。

2 本規約に定めのない事項に関する口頭その他客観的証拠によって証明できない方法による事業者及び会員間の合意は、その内容の如何を問わず効力を有しないものとする。

(合意管轄)

第17条 会員は、本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

(補則)

第18条 本規約の改正は、事務局の提案（開催案内に添付）により総会での出席会員の過半数の賛成により決定し、その発効は決定の2週間後とする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が細則において定めることができるものとする。

(附則)

この規約は、2021年10月1日より施行する。

異業種ペルソナマーケティング AI 推進協議会 会員細則

(会員資格)

1. 異業種ペルソナマーケティング AI 推進協議会（以下「本会」）の目的に賛同し、本会の研究活動に参画しようとする者は、役員会の承認を得て、会員となることができる。

(会員の種別)

2. 会員の種別は次の通りとする。
 - ① 正会員（法人）
 - ② 正会員（個人）

(会員の権利と義務)

3. 会員期間は 2024 年 3 月 31 日までとする。ただし、本会規約が改正された場合はこの限りではない。
4. 会員は、実証実験・事業化検討 WG、技術開発 WG のいずれかまたは両方に参加することができる。

(会員資格の喪失)

5. 会員は、次の場合に、役員会の議決に基づき、会員資格を喪失する。
 - ① 本会の目的に反する行為により、秩序を乱す、または名誉・品位を著しく傷つけた場合
 - ② 会員が退会を申し出た場合

(申込)

6. 会員になろうとする者は、次の事項を記載した申込書を事務局に提出しなければならない。
 - ① 氏名（法人の場合は、法人名と担当者の氏名）
 - ② 会員の種別
 - ③ 申込日
 - ④ 住所、E-mail アドレス、電話番号

2021 年 10 月 20 日 役員会承認